

申請取次申出書等提出書類について

申請取次関係研修会の修了者は、届出済証明書交付のため、各自の所属単位会を通じて、地方出入国在留管理局長に届出を行うこととなります。届出済証明書交付に係る申出手続の際は、提出書類に不足がないよう、所属単位会に提出してください。

※下記提出書類、②③④の様式につきましては日行連会員専用サイト「連 con」からダウンロードしてご利用ください。所属単位会の窓口からも入手可能です。（本諸案内綴りでお配りしているものをご利用いただいても構いません。）

【掲載場所】日行連会員専用サイト「連 con」ログイン＞ 申請取次行政書士の届出関係書式（TOP ページの左側にリンクがございます。）

1. 新規の届出手続の場合

	届出書類名	書類準備上の留意点	ページ
①	事務研修会修了証書 (写し)	本修了証書の有効期間は1年間となっております。有効期間が切れた場合には再度の受講が必要となります。	—
②	誓約書	日行連会員専用サイトからダウンロードしてご利用ください。 <u>東京会については、一部様式が異なります。</u>	7
③	申請取次申出書	日行連会員専用サイトからダウンロードしてご利用ください。	8
④	経歴書	日行連会員専用サイトからダウンロードしてご利用ください。	9－10
⑤	行政書士証票（写し）	A4の用紙にお持ちの行政書士証票をコピーしてください（拡大コピーはしなくて結構です）。	—
⑥	顔写真(3.0cm×2.4cm) (2葉) ※運転免許証サイズ	写真の裏面に行政書士証票登録番号（8桁）と氏名を明記してください。 ※提出日前6か月以内に撮影された、無背景で顔が認識できる鮮明なもの。	—
⑦	代表者の届出済証明書 (写し)	<u>使用人行政書士の場合</u> には提出してください。 ※使用者である行政書士又は行政書士法人の社員が取次資格を有していることを確認するため。	—
⑧	登記事項証明書	<u>法人の社員又は法人の使用人行書士の場合</u> には提出してください。 ※法人の目的に「出入国関係申請取次業務」が規定されていることを確認するため。	—

⑨	その他、単位会が独自に定める書類 (証明書返信用封筒等)	詳細については所属される単位会へお問い合わせください。	—
---	---------------------------------	-----------------------------	---

2. 更新の届出手続の場合

	届出書類名	書類準備上の留意点	ページ
①	実務研修会修了証書 (写し) ※P6.届出済証明書の更新手続に関する特例措置について参照してください。	本修了証書は、お持ちの届出済証明書の有効期間内での更新の届出手続で使用していただけます。	—
②	誓約書	日行連会員専用サイトからダウンロードしてご利用ください。 <u>東京会については、一部様式が異なります。</u>	7
③	申請取次申出書	日行連会員専用サイトからダウンロードしてご利用ください。	8
④	経歴書	日行連会員専用サイトからダウンロードしてご利用ください。	9－10
⑤	届出済証明書 (写し)	A 4 の用紙にコピーしてください (拡大コピーはしなくて結構です)。	—
⑥	行政書士証票 (写し)	A 4 の用紙にお持ちの行政書士証票をコピーしてください (拡大コピーはしなくて結構です)。	—
⑦	顔写真 (3.0cm×2.4cm) (2 葉) ※運転免許証サイズ	写真の裏面に行政書士証票登録番号 (8 桁) と氏名を明記してください。 ※提出日前 6 か月以内に撮影された、無背景で顔が認識できる鮮明なもの。	—
⑧	代表者の届出済証明書 (写し)	<u>使用人行政書士の場合</u> には提出してください。 ※使用者である行政書士又は行政書士法人の社員が取次資格を有していることを確認するため。	
⑨	その他、単位会が独自に定める書類 (証明書返信用封筒等)	詳細については所属される単位会へお問い合わせください。	—

※ 単位会により提出書類が異なる場合がありますので、詳細については所属される単位会へお問い合わせくださるようお願いいたします。

実務研修会は効果測定の結果に関わらず、本研修会で交付された修了証書を用いて更新の手続きは出来ますので、受講後時機を失することなく、各自手続を進めてください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

実務研修会における効果測定の結果、基準に達しなかった場合の措置について

申請取次実務研修においては受験者全員に修了証書は交付いたしますが、効果測定の結果、「知識の補完が必要」と判定された場合には、入管業務を適正・円滑に行っていただくため、また申請取次行政書士の能力向上を通じて申請取次制度の維持発展を図るために、課題レポートの提出を求めています。

○効果測定基準未到達の通知

効果測定の得点結果により、「知識の補完が必要」と判定された方には日行連より本研修会后、所属の単位会とともに、当該受講者あてに通知いたします。